

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【公開番号】特開2014-223373(P2014-223373A)

【公開日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-066

【出願番号】特願2014-136875(P2014-136875)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 5 2 F
A 6 3 F	7/02	3 5 2 L
A 6 3 F	7/02	3 5 4
A 6 3 F	7/02	3 2 8

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月17日(2014.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機に対応して配置され、遊技者が所有する所有価値を特定可能な遊技用記録媒体を受付け、該受付けられた遊技用記録媒体から特定される前記所有価値を遊技に使用させる使用処理を行なう遊技用装置であって、

前記所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも前記所定価値を特定可能な交換指示を受付ける指示受付手段と、

前記遊技用記録媒体の受付中に前記交換指示を受付けたことを条件として、前記所有価値から前記所定価値を減算した残所有価値を該受付中の遊技用記録媒体から特定可能とするための第1特定処理を実行する第1処理手段と、

前記第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体を排出する第1排出制御手段と、

前記第1排出制御手段により前記受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、前記所定価値を新たな遊技用記録媒体から特定可能とするための第2特定処理を実行する第2処理手段と、

前記第2特定処理が実行されたことを条件として、該遊技用記録媒体を排出する第2排出制御手段と、

前記第1排出制御手段によって受付中の遊技用記録媒体が排出されるときに、所定報知を行なう報知手段とを備えることを特徴とする、遊技用装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

(1) 遊技機(たとえば、パチンコ機2、スロットマシン)に対応して配置され、遊技者が所有する所有価値を特定可能な遊技用記録媒体(たとえば、会員カード、ビジター

カード)を受付け、該受付けられた遊技用記録媒体から特定される前記所有価値を遊技に使用させる使用処理を行なう遊技用装置(たとえば、カードユニット3)であって、

前記所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも前記所定価値を特定可能な交換指示を受付ける指示受付手段(たとえば、図35のステップSe2)と、

前記遊技用記録媒体の受付中に前記交換指示を受付けたことを条件として、前記所有価値から前記所定価値を減算した残所有価値を該受付中の遊技用記録媒体(たとえば、会員カードまたはビジターカード)から特定可能とするための第1特定処理(たとえば、残りの持玉数、カードIDの送信、または、残りの持玉数のカードへの書き込み)を実行する第1処理手段(たとえば、図35のステップSe3b～ステップSe8)と、

前記第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体を排出する第1排出制御手段(たとえば、図35のステップSe11、ステップSe13)と、

前記第1排出制御手段により前記受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、前記所定価値を新たな遊技用記録媒体(たとえば、ビジターカード)から特定可能とするための第2特定処理を実行する第2処理手段(たとえば、図35のステップSe14～ステップSe20)と、

前記第2特定処理が実行されたことを条件として、該遊技用記録媒体を排出する第2排出制御手段(たとえば、図35のステップSe22)と、

前記第1排出制御手段によって受付中の遊技用記録媒体が排出されるときに、所定報知を行なう報知手段(たとえば、図35のステップSe12)とを備える。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このような構成によれば、所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも所定価値を特定可能な交換指示が受付けられ、遊技用記録媒体の受付中に交換指示が受付けられたことを条件として、所有価値から所定価値を減算した残所有価値を該受付中の遊技用記録媒体から特定可能とするための第1特定処理が実行され、第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体が排出され、受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、所定価値を新たな遊技用記録媒体から特定可能とするための第2特定処理が実行され、第2特定処理が実行されたことを条件として、該遊技用記録媒体が排出され、受付中の遊技用記録媒体が排出されるときに、所定報知が行なわれる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

(4) 上記(1)から(3)のいずれかの遊技用装置において、前記報知手段は、前記第1排出制御手段によって受付中の遊技用記録媒体が排出されるときと、前記第2排出制御手段によって前記所定価値を特定可能とされた遊技用記録媒体が排出されるときとで、異なる報知を行なう(たとえば、ステップSe12、ステップSe21)。